

種別		お問い合わせ内容	回 答
共通	申請書	申請書の所在地や代表者名は、新潟市外の本社と新潟支社のどちらを記載すればいいか？	「市税の納税証明書」及び「振込先口座」の名義と同じになるよう、代表者名・所在地を記載してください。
共通	申請書	市内に複数の施設を有しているが、施設ごとに申請が必要か？	申請は一事業者につき1回までとなります。複数の施設を有する場合、施設を合算のうえ申請していただけます。
共通	申請書	申請書はどのように提出すればいいか？	申請書は郵送による提出のみ受付けております。
共通	納税証明書	市外に本社があるが、市税の納税証明書はどうすればいいか？	市外に本社があっても、市内に事業所があれば法人事業税など本市に納税いただいているため、納税証明書は発行可能です。納税証明書の発行については、新潟市市民税課管理・証明係（025-226-2243）までお問い合わせください。
共通	納税証明書	市税の納税証明書は何を発行してもらえばいいのか？	「市制度用」の納税証明書を発行いただくと、固定資産税や法人事業税など、様々な市税について未納がないことを証明することができますので、「市制度用」のものをご用意ください。納税証明書の発行については新潟市市民税課管理・証明係（025-226-2243）までお問い合わせください。
共通	支払	申請書を提出後、支援金が振り込まれるのはいつぐらいか？	振込日については明確にお答えできませんが、申請書を受領後、随時支払いに向けて手続きを進めています。
共通	支払	受付期間が12月17日までだが、振り込みはこの日以降に行われるのか？	振込日については明確にお答えできませんが、申請書を受領後、随時支払いに向けて手続きを進めています。
宿泊	宿泊施設の定員の合計数が分かるものの写し	公的に証明できる資料はないが、パンフレットや内部資料でもいいか？	パンフレットや内部資料でも可能です。ただしこの場合、当課から保健所に対し、旅館業許可申請における定員の合計数を照会します。なお、保健所に申請した定員の合計数とパンフレットや内部資料の定員の合計数に差異がある場合、当課から申請者に確認の連絡をします。
旅行	申請書	社長や役員は従業員に含めるのか？	本事業の従業員は「雇用保険の一般被保険者」であることが要件となります。一般的に代表取締役や取締役等の役員は被保険者となりませんので従業員には含まれません。ただし、役員等でも労働者的性格から雇用保険の一般被保険者である場合もありますので、その場合は従業員に含めて申請してください。
旅行	申請書	従業員数が0人の場合、支援金はもらえるのか？ また、申請書にはどのように書いたらいいか？	従業員数が0人の場合であっても支援金を受け取ることは可能です。申請書の従業員数の欄に「0人」と記載の上、提出してください。
旅行	市内で旅行業を営むことが分かるものの写し	添付の事例に登記事項証明書とあるが写してもいいか？	写しでも可能です。ただし、発行日から6か月以上経過している場合については、証明としての効力の観点から不可としますので、法務局で証明書を取り直してください。
旅行	市内で旅行業を営むことが分かるものの写し	会社の決算報告書でもいいか？	企業が保有する内部資料ではなく、公的な資料をご用意ください。法人の場合、登記事項証明書、法人税申告書の別表1、法人事業税申告書の写しがあげられます。
旅行	従業員名簿	代表が1人で事業を営んでいるため従業員はいないが、従業員名簿や雇用保険の一般被保険者であることが分かるものの写しは不要か？	不要です。また、雇用保険の一般被保険者であることが分かるものの写しも添付不要です。
旅行	雇用保険の一般被保険者であることが分かるものの写し	雇用保険の資格を取得した際に送付される「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」でもいいか？	通知書は不可です。申請日時点で雇用保険の一般被保険者であることを確認する必要があるため、「事業所別被保険者台帳」の写しをご用意ください。「事業所別被保険者台帳」の写しはハローワークにて請求可能です。